答弁書第一五号

内閣参質七六第一五号

昭和五十年十一月七日

内閣総理大臣　三　木　武　夫

参　議　院　議　長　河　野　謙　三　殿

参議院議員二宮文造君提出従軍日赤看護婦の処遇に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員二宮文造君提出従軍日赤看護婦の処遇に関する質問に対する答弁書

恩給は公務員を対象とした年金制度であるから、陸海軍の戦時衛生勤務に服した者であるとはいえ、公務員の経歴を全く有しない日本赤十字社の看護婦に対し、その服務期間を公務員期間とみなして恩給法を適用することは、制度の建前上極めて困難であると考える。